

平成 30 年度 自己評価報告書

平成 31 年 3 月
あじさい看護福祉専門学校

1. 教育理念

「共生と創造」

あじさいの花のごとく、人との交流を通して変容し、自己の中にエネルギーを育み、それらを糧に個々に応じた看護・介護が想像できるエネルギーを発し続け、社会・文化をさらに創造していく。

2. 平成 30 年度組織（部署）目標と実績

【看護学科】

自己点検・自己評価をもとに、教師のアセスメント力を高め、学生一人ひとりの力を引き出し、より高いレベルの教育目標に到達するためのカリキュラムを再構築する。

- (1) 学生の特性と現行カリキュラムの課題を明らかにし、重点目標に到達するカリキュラムの改正を行う。
- (2) 教師の授業改善を行う。
 - ・授業案の検討と評価（試験）の質を高める
- (3) 学校組織の一員として役割と責任を担う
 - ・就業規則、担当業務のマニュアルに沿って、確実かつ円滑に役割を遂行する。
 - ・授業・実習のみならず、事務・介護福祉学科の教職員と連携・協働し、円滑な組織に貢献する。

＜目標に対しての実績・評価＞

- (1) カリキュラム評価の結果にもとづき、カリキュラムの変更を行った。県からの変更承認を得て、平成 31 年度入学生（第 26 期生）より新しいカリキュラムをスタートさせる。
- (2) 臨床状況に対応した知識の活用をめざして、各教員がシミュレーション教育の研修に参加し、担当科目の指導案の見直しを進めた。
- (3) 担当業務の役割・責任の範囲を明確にし、担当業務にかかる教員の責務を自覚させた。学校行事では、介護福祉学科の教員・学生と一丸となり行事を成功させた。また、業務に関しては事務と連携しながら、国家試験受験手続など滞りなく遂行できた。国家試験対策は教員が一丸となって個々の学生の課題に対して丁寧に個別指導を行い、第 23 期生全員が合格した。

【介護福祉学科】

利用者の望む生活を共に考え、実現できる介護福祉士を育成し、全員が介護福祉士国家試験に合格する

＜目標に対しての実績・評価＞

1年次の講義では「生活」に視点をあて、一人ひとりの生活に違いがあることや、高齢者体験・車いす体験を通じて高齢者や障害を持った人たちの「暮らし」、その人らしい生活について学びを深めた。

2年次での実習では介護過程を展開する中で、利用者の「真のニーズ」を考え、介護福祉士が行う生活支援とその意義について学生一人ひとりが考えられるよう努めた。

国家試験は全員合格。卒業後は介護福祉士の資格を持ち全員がそれぞれの施設へ就職している。

【事務】

(1) 学生定員の確保

- ・看護学科 入学生 40名の確保
- ・介護福祉学科 入学生 20名の確保

(2) 学校管理

- ・限られた予算の中で、教育環境を維持できるよう配分する。

〈目標に対しての実績・評価〉

(1) 看護学科は入学生 40名のため目標達成であったが、介護福祉学科は入学生 5名のため、目標を大きく下回る結果となった。平成 31 年 3 月の理事会で介護福祉学科は平成 31 年度の募集停止が決定した。

(2) 看護学科においては教育の質の向上をはかるため、看護実習モデルを購入した。また教育環境の維持のため、看護棟玄関及び介護棟教室の雨漏り修繕工事を実施した。

3. 自己点検表にもとづく評価項目の達成および取組状況と課題、令和元年にむけた対策

【看護師養成所（3年課程）】

(1) 学生に関すること

評価：すべての項目で「適」

- ・入学選考に関しては、アドミッションポリシーにもとづき、学力試験と適性・面接試験を総合してルーブリックで合否判定を行っている。
- ・奨学金に関して、関連法人以外の奨学金、育英会など、様々な奨学金に関する情報を提供し、経済的理由による学業中断がないよう支援している。
- ・単位認定・卒業判定会議で欠席日数の確認をおこなっている。欠席は学則細則にもとづく補習をしていることが評価の条件となっており、科目毎で確実に確認ができています。

(2) 施設設備等に関する事項

評価：すべての項目で「適」

- ・1994年開校時より演習に必要な物品は、2人に一つを基準に整えている。演習に使う物品は臨床で使用しているものと同等になるよう、適宜入れ替え、現場での確に使えるよう整えている。個人で練習に使う消耗品は、入学時に演習で使う物品として一人1つのセットを準備している。

(3) 教育に関する事項

評価：すべての項目で「適」

- ・指定規則 8 名のところ、専任教員 9 名（内、看護師 7 名、助産師 2 名）を確保している。

(4) 教育に関する事項

評価：すべての項目で「適」

- ・平成 30 年度は、臨床状況、社会状況の変化と、現行カリキュラムの問題点・課題を解決し、より効果的、かつ最大の教育効果が出るよう、カリキュラムの見直し・変更をおこなった。また、本校の特徴である、「パフォーマンス課題と評価」をより活かせるカリキュラムになるよう、教科間を縦断・総合する科目（「生活形態機能論」、「総合臨床看護」）を設定した。
- ・学生の主体的・自律的学習を支援し、探究したり、考えたりする時間を確保するべく、指定規則外のゼミナールを整理し、科目の中に教育内容を取り込んだ。（ゼミナール医療安全Ⅰ・Ⅱを統合分野の「医療安全論」に、ゼミナール ACLS は統合分野の「救急・災害看護」に統合）、全員が参加できない「異文化ケアプロジェクト」を削除した。「安寧を支える看護」も教育内容として医療的リンパマッサージを「緩和ケア」の中で学ぶことにして、70 時間をカットした。
- ・専門領域に関連する研修・学会に参加し、2019 年度よりスタートした新しいカリキュラムでは、岐阜大学医学部の基礎医学講座を受講した教員 2 名が看護の視点（生活）から形態機能を教授している。さらに、看護実践力を高めるため、学んだ知識を状況の中で活用し、判断・実践ができるよう、愛知医科大学附属病院、多治見市民病院でのシミュレーション教育の研修に継続参加し、たゆみない授業改善をしている。

(5) 実習に関する事項

評価：すべての項目で「適」

- ・臨床現場で知識とスキルを活用して理解を深めることを目標としているため、実習科目はすべて臨地で行っている。
- ・主たる実習施設は社会医療法人木沢記念病院を始め、ほとんどが関連法人であり、将来地域の医療を担う仲間として、実践的な実習と支援ができています。
- ・病院以外の実習は在宅看護論と小児看護学の一部で、指定規則に定める単数 1～3 割以下である。
- ・実習施設は他校の実習も受け入れているが、指定規則の 10 人を超えない調整が図られている。しかし、1 病棟での実習生が多いことで、学習体験に影響が及ぶ可能性があるため、令和元年から 1 グループが「看護現場への招待」「ヘルスケアチーム実習」を多治見市民病院で臨地実習を行う。

(6) 変更承認及び届出その他に関する事項

評価：すべての項目で「適」

- ・平成 30 年度はカリキュラムの変更、学則の一部変更の承認・届出を行った。内容に関する指導・指摘がなく承認され、平成 31 年 4 月 1 日より新しいカリキュラムで実施する。

(7) その他

評価：全ての項目で「適」

- ・管理・維持経営に関しては、入学生の減少、介護福祉学科の募集停止に伴い厳しい経営状況になっているが、定員を満たし、かつ20年間据え置いてきた入学検定料・入学金をあげる（令和元年理事会で承認をうける）ことで、令和2年には、黒字経営に転換できる見込みである。

【介護福祉学科】岐阜県の自己点検表を基に行う。

(1) 入学，既履修単位の認定に関する事項

評価：すべての項目で「適」

入学定員を超えての入学資格のない者の入学はない

入所定員1学年40名 1年次5名入学

他の学校等における，既履修科目の認定については学則にて定められている。本人からの申請により行うこととなるが，該当する学生はいない。

(2) 施設設備等に関する事項

評価：すべての項目で「適」

指定規則で定められている部屋（普通教室・介護実習室・入浴実習室・家政学実習室・図書室・保健室等）はそなわっており，面積や設備についての要件も満たしている。（承認のない部屋の使用及び変更はない）

必要とされる教育用機械備品は必要数が整備されている。

(3) 教員等に関する事項

評価：すべての項目で「適」

専任教員の数は4名。全員が介護教員講習会修了。うち，1名は医療的ケア教員講習会修了。介護福祉学科専任事務1名。学生の総定員80名に対しての不足はない。

(4) 教育に関する事項

評価：すべての項目で「適」

教育内容は指定規則で定められている内容以上であり，学則で定めている。

実際の授業時間数に関しては，学則で定める時間数未満となるものはなく，講義記録にて確認できるものである。学生の単位認定については，出席簿等に管理し，各科目の出席時間数3分の2に満たない者について履修認定した事例はなく，進級・卒業認定にかかる内規に従い，学則に照らし合わせ判定している。

(5) 医療的ケアに関すること

評価：すべての項目で「適」

基本研修の講義は，実時間で50時間以上実施している。

演習（喀痰吸引・経管栄養）は，各自でDVDを視聴し手順を確実に覚えた上で5回以上行い，安全・適切な技術を習得できるようにしている。また，救急蘇生法についてはAEDを使用し1回以上実施している。

(6) 実習に関する事項

評価：すべての項目で「適」

〈実習施設〉

・特別養護老人ホーム

サンシャイン美濃白川，敬和園，春里苑，郡上偕楽園，さわやかナーシングビラ，さわやかナーシング川辺，さわやかナーシングみたけ，さわやかナーシングさかほぎ，さわやかナーシング下呂

・介護老人保健施設

アルマ・マータ，サントピアみのかも，さわやかリバーサイドビラ

・障害者支援施設

はなみずき苑，岐阜県立陽光園，岐阜県立サニーヒルズみずなみ

・訪問介護事業所

美濃加茂市社会福祉協議会，御嵩町訪問介護事業所，川辺町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所，可児市社会福祉協議会，坂祝町社協指定訪問介護事業所，社協たじみヘルパーステーション，ケア・ステーション幸訪問介護事業所

〈実習時間数〉

実際の時間数は，学校指定の出欠表に記載を義務付けているため，学則で定める時間数以下になることはない。

実習指導者は，介護福祉士として3年以上の実務経験を有する者であり，実習Ⅱ（第3段階実習）を行う施設に関しては，実習指導者講習会を終了した者が実習指導を行う施設に限定している。

教員の巡回指導は週2回。内1回は，指導者を含めたカンファレンスを行う。

(7) 変更承認及び届け出に関する事項

評価：すべての項目で「適」

変更承認もしくは届出書の提出が必要とされる事項の変更について，必要な手続きを行っている。

変更にあたり事前に承認が必要な事項に関しての変更はないため，手続きは行っていない。

変更後1か月以内に届出が必要な事項に関しては，専任教員の変更，実習指導者の変更等があり，4月末日までに届出を提出している。30年度は年度途中での変更はないため，4月の変更のみである。

(8) その他

指定規則から外れることがないよう1年に1回は点検・確認等をおこなっている。

医療的ケアについては，実地研修の実施は行っていないため修了証明書の交付はしていない。情報の開示について，5月下旬より学校のホームページ上にて行うこととする。

※指針11- (1)，11- (2)